川越市障害者等移動支援実施要綱

（目的）

第１条 この要綱は、屋外での移動に困難がある障害者等について、外出時の移動支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 障害者等 次に掲げる障害者及び障害児をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害者（児）、全身性障害者（児）及びこれに準ずる者

イ 埼玉県療育手帳交付要綱（平成１４年７月２３日埼玉県告示第１３６５号）に基づく療育手帳の交付を受けている者

ウ 知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

⑵ 移動支援 障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として１日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動の支援をいう。

（移動支援事業所）

第３条 移動支援を行おうとする事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」とい

う。）第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者で、居宅介護を行う事業者とする。

（事業所登録）

第４条 移動支援を行おうとする事業所は、川越市障害者等移動支援事業所登録申請書（様式第１号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

２ 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録することを決定したときは、川越市障害者等移動支援事業所登録決定通知書（様式第２号）により、登録しないことを決定したときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

（サービス提供者）

第５条 サービス提供者は、前条第２項の規定により登録の決定を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）に勤務する従業者のうち、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成１８年厚生労働省告示第５３８号）第１条各号に該当するものとする。

（登録事業所の届出義務）

第６条 登録事業所は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき、事業を中止するとき又は廃止するときは、速やかに川越市障害者等移動支援事業所登録変更・中止・廃止届（様式第３号）を市長に届け出なければならない。

（対象者）

第７条 移動支援の対象者は、市内に住所を有する障害者等で、市長が外出時に支援が必要と認めた者とする。ただし、同様の支援が法に基づく障害福祉サービスにおいて利用できる場合又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）において利用できる場合は、対象者としない。

２ 法第１９条第３項及び法附則第１８条第２項に規定する居住地特例により、本市の支給決定を受けて、市外の共同生活介護又は共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している者は対象外とする。ただし、共同生活住居の所在する市町村において、同様の移動支援を受けられない場合は、この限りでない。

（申請）

第８条 移動支援を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、川越市障害者等移動支援利用登録申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（利用登録決定）

第９条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用登録の可否を決定し、利用登録を決定したときは、川越市障害者等移動支援利用登録決定通知書（様式第５号）により、利用登録しないことを決定したときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により利用登録の決定を受けた者に対し、川越市障害者等移動支援利用者証（様式第６号）（以下「利用者証」という。）を交付するものとする。

３　利用者等は、利用者証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

（利用上限時間）

第１０条 利用時間は、申請者等の意向等を踏まえ、決定するものとし、在宅で生活する障害者等にあっては月３０時間を上限とし、法第２９条第１項又は法第３０条第１項の規定により介護給付等の支給を受けて、障害支援施設等に入所している障害者等にあっては月１５時間を上限とする。

２　前項の規定にかかわらず、２人による介護が必要な場合等、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用料）

第１１条 利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）は、利用料として、第１７条の規定による基準額から、登録事業所に対する補助額を差し引いた金額を当該登録事業所に支払うものとする。なお、２人のサービス提供者により、サービス提供を受けた場合は、それぞれについて同様の金額を支払うものとする。

（利用者等の負担上限月額）

第１２条 利用者等の利用料の一箇月の負担上限額については、利用登録の申請を行った月の属する年度（利用登録の申請が４月から６月までの間にあっては前年度）における当該利用者世帯の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の

規定による市民税（同法の規定による町村民税及び区民税を含む。以下同じ。）の課税状況等に応じて次に掲げるとおりとする。

⑴ 市民税の課税世帯　　３７，２００円

⑵ 市民税の非課税世帯　　０円

⑶ 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２７号）附則第４条第１項に規定する支援給付を含む。）を受けている者のいる世帯（以下「生活保護世帯等」という。）　０円

２ 前項に規定する世帯とは、利用者及び配偶者とする。ただし、利用者が障害児にあっては、利用者が属する住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第６条第１項に規定する世帯とする。

（変更申請等）

第１３条 利用者等の状況が変わったことにより、利用時間等の変更をしようとするときは、川越市障害者等移動支援利用登録変更申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２ 前項の申請があった場合は、市長は利用者等の状況を勘案し、変更の可否を決定し、川越市障害者等移動支援利用登録変更決定通知書（様式第８号）により、変更登録しないことを決定したときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第１４条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第９条第１項の規定による利用登録の決定を取り消すことができる。

⑴ この事業の対象者でなくなったとき。

⑵ 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。

⑶ その他市長が利用を不適当と認めたとき。

２ 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、その旨を利用者等に通知するものとする。

（利用者の届出義務等）

第１５条 利用者等は、次に掲げる場合に該当するときは、川越市障害者等移動支援利用登録変更・中止届（様式第９号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

⑴ 利用者の氏名又は住所を変更したとき。

⑵ 利用の中止又は廃止をしようとするとき。

２ 利用者等は、利用者証の破損、紛失その他の理由により、利用者証の再交付を受けようとするときは、川越市障害者等移動支援利用者証再交付申請書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

（事業補助金）

第１６条 市長は、登録事業所に対し、移動支援の事業運営に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

２ 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和５４年規則第９号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助額等）

第１７条 前条の経費に対する補助額は、サービス時間、身体介護の有無等を考慮して算定するものとし、別表１及び別表２に掲げる額に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成１８年厚生労働省告示第５３９号）第１項の表の上欄に掲げる登録事業所が所在する地域区分及び同表中欄に掲げるサービス種類が居宅介護のときの同表下欄に掲げる割合を乗じて得た額（１円未満に端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額。以下「基準額」という。）の市民税が課税されている世帯は、１００分の９０に相当する額（１円未満に端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)、市民税が課税されていない世帯又は生活保護世帯等については１００分の１００に相当する
額とする。

２前項の規定にかかわらず、国政選挙若しくは地方選挙又は国民投票若しくは住民投票の投票における移動支援に要する経費に対する補助額は、当該経費に係る基準額の１００分の１００に相当する額とする。

３利用者が市民税の課税されている世帯に該当する場合において、当該利用者の一箇月の基準額の合計から補助額を控除した額が、３７，２００円を超えたときは、その超えた額の１００分の１００を補助するものとする。

（交付申請書）第１８条 補助金規則第４条第１項の申請書は、様式第１１号によるものとする。

２前項の申請書には、補助金規則第４条第２項第１号から第４号までに掲げる事項を記載した書類の添付を省略することができる。

３補助金規則第４条第５号の市長の定める事項を記載した書類は次に掲げるものとする。

⑴ 申請額算出内訳書

⑵ 収入および支出に係る予算の内容がわかるもの

４補助金規則第４条第１項の市長の定める期日は、当該補助金事業を実施しようとする月の初日とする。

（交付決定通知書）

第１９条 補助金規則第７条第１項に規定する交付決定通知書は、様式第１２号によるものとする。

（補助金の申請額の変更）

第２０条 補助金の交付の決定後に生じた事業の変更により、補助金の申請額を変更しようとするときは、川越市障害者等移動支援補助金変更交付申請書（様式第１３号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請額の変更が次に掲げる場合は、この限りでない。

⑴ 実績額が交付決定額の８割以上１０割未満である場合

⑵ その他補助金事業に大きな影響を与えない軽微な変更である場合

２ 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴ 変更交付申請額算出内訳書

⑵　収入および支出に係る予算の内容がわかるもの。ただし、交付申請時に提出したものから変更がない場合は省略することができる。

３　市長は、補助金の変更を決定したときは、当該変更の申請をした者に川越市障害者等移動支援補助金変更交付決定通知書（様式第１４号）を当該変更の申請をした者に交付するものとする。

（補助金の請求）

第２１条 補助金の請求は、各月分を翌月１０日までに行わなければならない。

２ 前項に規定する補助金の請求書は、様式第１５号によるものとする。

（補助金の交付）

第２２条 補助金の交付は、概算払いの方法によるものとする。

２ 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、請求を受けた月の月末に補助金を交付するものとする。

（実績報告書の様式等）

第２３条 補助金規則第１３条に規定する報告書は、様式第１６号によるものとする。

２ 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　精算額算出内訳書

⑵　収入及び支出に係る決算額がわかるもの

（確定通知書）

第２４条 補助金規則第１４条第１項に規定する補助金の確定通知は、様式第１７号によるものとする。

（登録事業所の取消し等）

第２５条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかを遵守していないと認められたときは、登録事業所に対して指導を行い、又は登録の取消しを行うことができる。

⑴　登録事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

⑵　登録事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければ

ならない。

⑶ 登録事業所は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。

⑷ 登録事業所及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

⑸ 登録事業所及び従業者は、利用者等への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

⑹ 登録事業所は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日から５年間保管しなければならない。

⑺ 登録事業所は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての書類を整備し、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（その他）

第２６条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

⑴ 川越市障害者移動支援事業実施要綱（平成１８年１０月１日部長決裁）

⑵ 川越市障害者移動支援事業補助金交付要綱（平成１８年９月２９日市長決裁）

３　この要綱の施行日前に前項第１号の規定による廃止前の川越市障害者移動支援事業実施要綱第４条の規定により登録を受けている事業所は、第４条の規定により登録を受けた事業所とみなす。

４　この要綱の施行日前に第２項第２号の規定による廃止前の川越市障害者移動支援事業補助金交付要綱第１７条第７項の規定による帳簿及び証拠種類については、第２５条第７号に規定する帳簿及び証拠書類とみなし、同項の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。